

エージー インサイト

AZInsight

AZSA / KPMG NEWS LETTER

Volume

12

2005
December

- ・ 会社法はこうなる～「会社法」現代化のポイント～ 株式会社の総論、設立、株主総会
- ・ 企業会計基準委員会の最新動向について(1)
- ・ 企業再生に係る税務上の留意点

会社法はこうなる

～「会社法」現代化のポイント～

株式会社の総論、設立、株主総会

日比谷パーク法律事務所 弁護士 上山 浩

会社法の施行に伴って有限会社制度が廃止され、株式会社に統合されます。また株式会社の設立も手続の柔軟性の確保等の観点からさまざまな変更がなされています。そして、株主総会や取締役会などの会社の機関に関する制度も大幅に変わります。

本稿では、株式会社に関する総論、設立、そして株式会社の機関のうち株主総会について解説します。

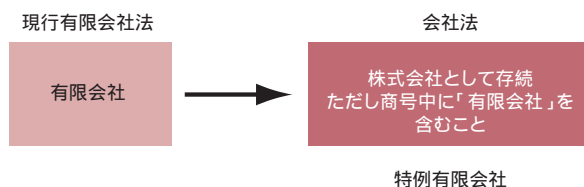
・株式会社関係

Q1 - 1 有限会社制度がなくなるということですが、既存の有限会社の扱いはどうなるのでしょうか。また、SPC*として有限会社の利用を検討していたのですが、今後はどうしたらよいのでしょうか。

*Special Purpose Company, 特別目的会社

A . 有限会社制度は廃止されますが、会社法の施行時にすでに設立されている有限会社は、会社法施行後も原則として引き続き従前の規律の下にとどまることができます。

すなわち、有限会社法の規定による有限会社であって、整備法の施行の際に現に存するものを「特例有限会社」といいますが(整3) 特例有限会社は、新会社法施行後は株式会社として存続するものとされています(整2)。特例有限会社の出資一口が一株とみされることとなります。



有限会社法の規律と会社法の規律には異なる部分がありますので、有限会社法特有の規律については会社法の特則として整備法に規定が設けられ(整2 ~ 46)、経営者、債権者等に混乱が生じることのないよう各種の経過措置がおかれています。

特例有限会社は法的には株式会社ですが、商号中には「有限会社」の文字を用いなければならないこととされています(整3)。これは、実質的には現行の有限会社法下とほぼ同様のまま存続することから、取引の相

会計トピック

手方や投資家の誤認を防止する必要があることや、従前のまま存続させるという趣旨からは商号も継続使用すべきであるという考え方によるものです。

会社法の施行時にすでに設立されている有限会社が特例有限会社に移行するにあたっては、定款変更や登記等の手続は原則として不要です。ただし、定款に別段の定め(有39 但書、44、73)をおいている場合は、会社法施行から6ヶ月以内に所定の事項を登記することが必要です(整10)。

有限会社は、これまで中小規模の企業が利用するだけでなく、不動産流動化取引におけるSPCやプロジェクト・ファイナンス取引における債務者会社としても利用されていました。これは、資本金額の節約に加え、担保権の実行が制限される会社更生法の適用を回避できる等の理由からです。また、有限会社の組織は簡易である点も利用の目的の1つだといわれています。

有限会社制度の廃止によって、今後はこれらの目的のために有限会社を設立して利用することはできなくなるので、代替策としては、合同会社ないし組合の利用を検討する必要があるでしょう。

また、わが国の有限会社は、米国税法上のいわゆるパススルー課税(会社には課税されず、直接その出資者に課税される制度)の取扱いを受けてきましたが、会社法下で設立される日本子会社として、株式会社、合同会社または組合のいずれを用いるべきかは、米国税法上の扱いを踏まえて検討する必要があるでしょう。

Q1-2 会社の設立にあたって最低資本金制度がなくなるなど、設立に関する規制が変更されるということですが、具体的にどのような点が変わるのか教えてください。

A. 以下のような事項が変更されます。

1. 最低資本金制度の廃止

会社法では、会社の設立の際の出資の最低額(最低資本金)が1,000万円とされていた規制が撤廃され、より容易に株式会社を設立することが可能になります。定款には、「株式会社の設立に際して発行する株式の総数」に代えて、「設立に際して出資される財産の価額又はその最低額」を定めることとなります(会27)。

また、商法では純資産額から最低資本金を控除した範囲内であれば純資産額のいかに関わらず配当できますが(商290) 会社法では最低資本金による制限がなくなるかわりに、純資産額が300万円未満の場合には、剰余金があってもこれを株主に分配できないこととなります(会458)。

最低資本金制度が撤廃されることで株式会社の設立が容易になる反面、財政基盤が脆弱な会社が容易に設立できることになるので、今後はそうした会社との取引のリスク評価が一層重要となるでしょう。

2. 募集設立における打切り発行

募集設立の場合、「打切り発行」が認められるようになります。すなわち、株式引受人が払込みを行わず失権した場合(会63)でも、発起人による払込み・給付が全部履行され、「設立に際して出資される財産の価額又は

その最低額（会27）を上回る出資がなされている場合には、そのまま設立を行うことができます。これは、新株発行におけるのと同様の取扱いを募集設立の場合にも認めるものです。

3.取締役の選任手続

商法では、株式会社の発起設立と有限会社の設立の間で取締役の選任手続に相違がありますが（商170、有11）、会社法では、発起設立の場合、定款で設立時の取締役等を定めていないときは、発起人による出資の履行後に設立時の取締役等を定めることとなります（会38）。募集設立の場合は、商法と変わりありません。

4.公告の方法

公告の方法について、会社法では定款の任意的記載事項とされ、定款に定めがなければ官報が公告方法とされます（会939）。これは、商法では株式会社については定款の絶対的記載事項とされているのを改めるものです。

5.払込金保管証明に関する規制の撤廃

発起設立の場合の払込金保管証明に関する規制も撤廃されます（Q1-3参照）。

Q1-3 これまでは株式会社の設立登記の際、払込取扱機関から払込金保管証明書を出してもらう必要があり、払込金の利用が困難でした。法改正でこの点の変更されるということですが、どのように変わるのでしょうか。

A. 商法では、設立の登記において払込取扱銀行または信託会社による払込金保管証明が必要とされていますが（商189、商登80）、会社法では、発起設立の場合についてこの規制が撤廃され、銀行口座の残高証明など任意の方法で足りることになります。

これにより、銀行等の取扱いにある程度時間を要したり、設立登記が完了するまでの間、払込取扱機関が引出しに応じてくれないために資金を有効に活用できないといった問題が解消されることとなります。

ただし、募集設立の場合は、株式引受人保護の観点から商法同様の規制が存置され、従前のままです。

Q1-4 会社設立時の現物出資・財産引受けに関する規制が緩和されるということですが、どのような点の変更されるのでしょうか。

A. 現物出資・財産引受けにおける検査役の調査は、商法同様、原則として必要とされますが、検査役の調査が必要とされる範囲が制限されます。

すなわち、商法では、会社設立時における現物出資・財産引受けの対象となる財産の価額が「資本の5分の1」かつ「500万円」以下の場合に限って検査役の調査が不要とされています（商173、有12の2）。

この要件を満たさない場合は裁判所の選任した検査役による調査を受けなければならないが、また出資等をした財産の価格が定款で定めた価格を下回る場合に、発起人および取締役が無過失の填補責任を負うなど、規制が

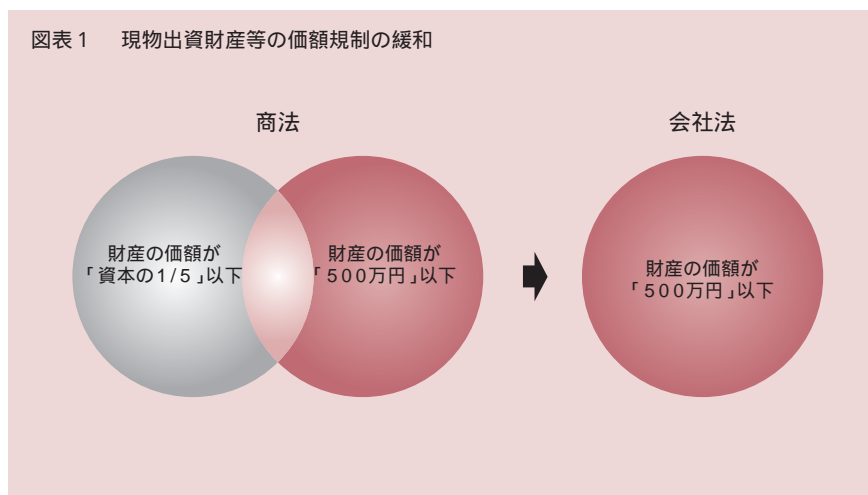
会計トピック

きわめて厳格であったため、現物出資・財産引受けはほとんど利用されていませんでした。

しかし、実務においては、会社設立後の事業遂行を円滑に行うために、工場等の不動産や特許等の知的財産権などを出資して会社を設立したいというニーズは強くありました。

そこで会社法では、制度を利用しやすくするために規制を緩和して、資本の割合に関する要件を廃止して、財産の価額が「500万円」以下の場合に検査役の調査を不要としました(会33)。

図表1 現物出資財産等の価額規制の緩和



したがって、「資本の5分の1より大きい500万円以下」の場合、会社法下で新たに検査役の調査が不要となることとなります。もっとも、「500万円以下」という額は事業の遂行に供用する財産の額としては決して大きいとはいえないため、この改正の恩恵を受けられるケースは限られそうです。

対象財産も、「取引所の相場ある有価証券(証券取引所[外国を含む]に上場されている株式、社債、国債など)から「市場価格のある有価証券」に拡大されます(会33)。これにより、たとえばNASDAQ等の店頭登録株式(外国を含む)やグリーンシート市場銘柄などが対象財産に含まれることとなります。

また、発起設立の場合における取締役・発起人の財産価額填補責任も、商法の無過失責任から、民法の基本原則である過失責任に変更されます(会33)。すなわち、取締役らが無過失を証明すれば免責されるようになります。ただし、募集設立の場合は、発起人以外の引受人の保護のために、無過失責任が維持されます(会52)。

Q1-5 事後設立に関する規制はどのような点が変更されるのでしょうか。

A. 商法では、事後設立(会社成立後2年以内に資本の20分の1以上に当たる対価をもって会社成立前から存在する営業用財産を取得すること)については株主総会の特別決議に加えて検査役の調査が必要とされています(商246、有40)。調査役の検査はコストがかかり、またかなりの時間を要する等負担が大きいため、実務では事後設立はほとんど利用されず、代わりに設立後2年以上経過した休眠会社を買い取って受け皿会社として

利用したり、リースや賃貸借を利用したりする対策がとられています。また、事後設立規制があるからといって、債権者や株主の保護というメリットが得られることはほとんどないということも指摘されていました。

また、事後設立における検査役調査は取得財産の価格の適正性を確保することを目的とするものですが、取引によって会社財産が害されることは設立後の一定期間に限ったことではなく、本来的には取締役の職務執行全般の問題であるといった指摘もありました。

こうした理由により、事後設立における検査役の調査は廃止されることになりました(会467)。ただし、事後設立に関する株主総会の決議は引き続き必要です。決議の基準は、営業全部の譲受けにつき株主総会の決議を要する基準と同じく、特別決議です(会309)。

なお、会社法では、事後設立に関する特別決議を要する場合が会社の新設の場合に限られ、新設合併、新設分割または株式移転により設立された会社については事後設立規制が課せられないことが明確にされました(会467)。

. 株主総会関係

Q2 - 1 取締役会を設置しない株式会社における株主総会の規制はどう変わるのでしょうか。

A . 改正で新たに認められる取締役会を設置しない株式会社における株主総会についての規制は、現行有限会社に近いかたちとなります。

まず、総会の決議事項の範囲に関する商法230条ノ10の規定が適用されないこととなります。これにより、強行規定に違反しない限り株主総会でどのような事項も決議できることとなります。

次に、株主総会の招集通知は、会日の1週間前(定款で短縮可能)までに発すれば足り(会299)。会社法でも招集通知は原則として2週間前までに発することが必要とされますが、非公開会社では株主と会社の関係が一般に緊密であることから、1週間まで期間を短縮し、さらに非公開会社で取締役会を設置しない株式会社については、現行有限会社同様に定款でさらに短縮することを可能としたものです。

また、株主総会の招集通知については、商法は書面または電磁的方法によることを要求していますが(商232・)、会社法ではこの方法による必要はなく、口頭や電話等でも足り(会299)。

株主総会招集通知への会議の目的事項の記載または記録も要しないこととなります(会299 参照)。

は、取締役会を設置しない株式会社では、株主と会社の関係が緊密であることにかんがみたるものです。

また、各株主は、単独株主権として総会における議題提案権を有し(会303)。

さらに、株主総会招集通知への計算書類および監査報告書の添付を要しません(会437参照)。これは、取締役会を設置しない株式会社においては、会議の目的事項の通知を要せず()、通知の方法も書面または電磁

会計トピック

的方法によらなくともよくなった()ことにかんがみたものです。

そして、議決権の不統一行使についても、事前通知が不要です(会313参照)。商法では株式会社の場合3日前までに通知することが必要ですが(商239ノ4)、これは会社の事務上の便宜を考慮したものです。これに対して、取締役会を設置しない株式会社は株主総会の権限の強い会社類型であり、会社の便宜のために事前通知を要求する必要がないという理由から、現行有限会社同様に事前通知を不要としたものです。

Q2 - 2 株主提案権の行使期限はどう変わるのでしょうか。

A . 商法では、株主提案権の行使は総会の8週間前までに行わなければならないことと規定されていますが(商232ノ2・)、会社法では定款でこの期間を短縮できることが明確にされました(会303)。これは、期間の短縮は株主の権利行使の機会を増すことになりませんが、会社自らがこうした機会の拡充を図ることを妨げないようにするという理由によるものです。

会社法では、これと同様の理由から、株主総会招集権の行使時期についても定款による短縮を認め(会297)、少数株主権行使のために要求される議決権保有比率や株式保有期間などの要件についても、定款で軽減することが認められています(会297)。

なお、改正で新たに認められる取締役会を設置しない株式会社では、いつでも株主提案権を行使できます(会303)。これは、取締役会を設置しない株式会社では、株主総会招集通知への会議の目的事項の記載または記録が不要とされ、通知されていない事項についても決議できることにかんがみたものです(Q2-1参照)。

Q2 - 3 株主総会の招集地に関する規制はどう変わるのでしょうか。

A . 商法では、株式会社については、定款に別段の定めがある場合を除いて、本店所在地またはそれに隣接する地を株主総会の招集地とすべきこととされていますが(商233)、会社法ではこの制限が廃止されます。したがって、定款に定めがない場合でも、招集地を自由に定めることができるようになります。

これは、定款に定めをおかないと招集地が限定されてしまうという不都合や、株主の利便性の考慮等の理由から本店所在地以外で総会を開催する企業が増えているという実情にかんがみたものです。

もっとも、招集地を自由に定めうるとはいつでも、特定の株主の出席を妨げるためにことさら出席しにくい地を選択したような場合は、招集手続が著しく不公正なものとして総会決議の取消事由になりうると考えられます。

Q2 - 4 総会検査役の制度はどう変わるのでしょうか。

A . 商法では、株主総会招集手続や決議方法を調査させるために総会検査役の選任を裁判所に請求することを、6ヶ月以上1%以上の株式を保有する株主にだけ認めています(商237ノ2)。

また、商法では、総会検査役の調査結果を受けた裁判所は、必要と認める場合に取締役に対して株主総会を招集させることができ、調査結果の報告

会計トピック

書がその総会に提出されることとされています(商237ノ2・)。つまり、総会検査役の調査結果は、総会の場で株主に開示されることになっています。

会社法では、会社も総会検査役の選任を請求することが可能になります(会306)。これは、総会手続の公正性を担保するためには会社にも総会検査役の選任請求権を認めることが適当であるという理由によるものです。

そして、総会検査役の調査結果の報告を受けた裁判所は、必要があると認めるときは、総会の招集に加えて、会社に対して調査結果の内容を総株主に対して通知するよう命ずる制度が創設されます(会307)。これは、総会招集命令は、公開会社のように株主数が多数に上る会社では多大な費用と時間がかかるために利用される例が少ないと指摘されていたことから、わざわざ総会を招集することなく調査結果を株主に開示する制度も設けたものです。

	総会検査役選任の請求権	調査結果の報告手段
商法	6ヶ月以上1%以上の株式を保有する株主	株主総会
会社法	6ヶ月以上1%以上の株式を保有する株主 + 会社	株主総会 + 会社から総株主への通知

Q2 - 5 株主総会の書面投票制度・電子投票制度はどう変わるのでしょうか。

A . 商法では、書面投票制度が義務付けられる会社(議決権を有する株主数が1,000人以上の会社。大会社に限らない)が招集通知を電磁的方法で提供したとしても、議決権行使書面の交付義務を免れられませんでした(商特21の3)。

しかし、会社法では、会社は原則として議決権行使書面に記載すべき事項を電磁的方法で提供すれば足り、株主から特に請求がある場合のみ議決権行使書面の交付を要することになります(会301)。これによって、電子投票制度の使い勝手がかなりよくなると考えられます。

また、会社法では、書面投票と電子投票による議決権が重複して行使された場合について、いずれの議決権行使を有効とするのかをあらかじめ定めることができること、議決権行使を受け付けるべき期間につきあらかじめ合理的な定めを設けることができること、それらの定めについて議決権行使書面等への記載を要することとされています(会298、301、311、312の法務省令)。

なお、大会社以外の株式会社についても、議決権を有する株主数が1,000人以上のものについては、書面投票制度を義務付けることとされました。これは、株主数が多数に上る会社では株主が地理的に分散していることが多く、総会に出席できない株主も多いとみられることから、書面投票制度の義務付けによりできるだけ多くの株主に議決権行使の機会を与えるためです。

〒162-8551
東京都新宿区津久戸町1番2号
あずさセンタービル
TEL : 03-3266-7500 (代表)
FAX : 03-3266-7600

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で下す適切なアドバイスに従ってください。

© 2005 KPMG AZSA & Co.,
the Japan member firm of KPMG
International, a Swiss cooperative. All rights
reserved. Printed in Japan.